

住所 兵庫県西飾郡口町1丁目20番地3
 徐兼代 昭和38年10月7日生
 金澤兼 平成6年7月29日生
 住所 神戸市東田区二階町3丁目1番地
 徐兼隆 昭和61年1月17日生
 徐兼隆 昭和62年9月17日生
 住所 神戸市東田区曾根岡4丁目203番地1
 徐兼好 平成2年3月23日生
 住所 滋賀県大津市衣三丁目30番8号
 泉福一 昭和34年3月1日生
 ○農林水産省告示第千四百七十一号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
 七十三号）別表一の付表第五十一の規定に基づき、
 コロンビアから発送されるトミアトキンス種の
 マンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基
 準を次のように定め、公布の日から施行する。
 平成二十一年十月二十日

一 植物及び地域
 トミアトキンス種のマンゴウの生果実であ
 って、コロンビアで生産されたものであるこ
 と。
 二 輸送方法
 船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
 であること。
 三 生産地における検査及び証明
 (一) コロンビア植物防疫機関により検査され
 かつ、その検査の結果、検査有害動植物が付
 着していないことを認め、又は信する旨記載
 されているコロンビア植物防疫機関が発行し
 た植物検査証明書が添付してあるものである
 こと。
 (二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
 が特記されていること。
 ア チチユウカイミバエに侵されていないも
 のであること。
 イ 四の消毒が行われたものであること。

四 生産地における消毒
 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、
 生果実の中心温度を摂氏四十六度とし、その温
 度以上で二十分間消毒すること。

五 植物防疫官による確認
 三の(一)の検査及び四の消毒が的確に実施され
 ていることが植物防疫官により確認されるこ
 と。
 六 こん包及びこん包場所
 (一) 消毒された生果実は、チチユウカイミバエ
 の侵入するおそれがないと認められる材料に
 よりこん包されていること。
 (二) (一)のこん包は、チチユウカイミバエの侵入
 するおそれがないと認められる場所で行われ
 ていること。
 (三) 各こん包又は束ねたこん包には、コロンビ
 ア植物防疫機関による封印がなされているこ
 と。
 七 表示
 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実
 の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
 疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
 の表示がなされていること。
 ○農林水産省告示第千四百七十一号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
 七十三号）別表一の付表第五十二の規定に基づき、
 ペトナムから発送されるヒロセレウス・ウンダー
 ツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を
 次のように定め、公布の日から施行する。
 平成二十一年十月二十日

一 植物及び地域
 ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であ
 って、ペトナムで生産されたものであること。
 二 輸送方法
 船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
 であること。
 三 生産地における検査及び証明
 (一) ペトナム植物防疫機関により検査され、か
 つ、その検査の結果、検査有害動植物が付着
 していないことを認め、又は信する旨記載さ
 れているペトナム植物防疫機関が発行した植
 物検査証明書が添付してあるものであること。
 (二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
 が特記されていること。
 ア ミカンコミバエ種群及びウリミバエ（以
 下「ミバエ類」という。）に侵されていな
 いものであること。
 イ 四の消毒が行われたものであること。

四 生産地における消毒
 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、
 生果実の中心部の温度を一定の上昇率で摂氏四
 十三度まで上げ、引き続き飽和蒸気により当該
 中心部の温度を摂氏四十六・五度とし、その温
 度以上で四十分間消毒すること。
 五 植物防疫官による確認
 三の(一)の検査及び四の消毒が的確に行われて
 いることが植物防疫官により確認されること。
 六 こん包及びこん包場所
 (一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入する
 おそれがないと認められる材料によりこん包
 されていること。
 (二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれ
 がないと認められる場所で行われているこ
 と。
 (三) 各こん包又は束ねたこん包には、ペトナム
 植物防疫機関による封印がなされているこ
 と。
 七 表示
 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実
 の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
 疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
 の表示がなされていること。
 ○農林水産省告示第千四百七十三号
 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五
 号）第百二十条の七第三項並びに第四項第一号及
 び第二号の規定に基づき、平成十九年一月十六日
 農林水産省告示第三十九号（収穫基準共済掛金率
 等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険
 歩合及び樹体責任保険歩合を定める件）の一部を
 次のように改正し、平成二十二年産の果実に係る
 共済関係から適用するものとし、平成二十一年以
 前の年産の果実に係る共済関係については、なお
 従前の例による。
 平成二十一年十月二十日

農林水産大臣 赤松 広隆

○農林水産省告示第千四百七十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
 三十三条の二の規定により、次のように保安林の
 指定施業要件を変更する。
 平成二十一年十月二十日
 農林水産大臣 赤松 広隆

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
 所 大分県佐伯市（次の図に示す部分に限
 る。）
 (二) 保安林として指定された目的 水源のかん
 養
 (三) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 次の森林については、主伐は、択伐に
 よる。
 佐伯市（次の図に示す部分に限る。）
 (2) その他の森林については、主伐に係る
 伐採種を定めぬ。
 (3) 主伐として伐採をすることができない立
 木は、当該立木の所在する市町村に係る
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齡
 以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期
 間及び樹種 次のとおりとする。
 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
 所 大分県佐伯市（次の図に示す部分に限
 る。）
 (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊
 の防備

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆

農林水産大臣 赤松 広隆